

0~5歳



2024年度 入園・入所希望の方向け

幼稚園・保育所 認定こども園等 利用ガイド

- P1 01. どんな施設があるの？
- P3 02. 幼稚園・保育所などに入るには？
- P5 03. どうやって申し込むの？
- P7 04. 利用するにはいくらかかるの？
- P9 05. Q&A
- P10 06. 充実した子育てサポート



こどもっと
KOBE
サイト

「こどもっとKOBE」サイトでは、
子育て支援に関するサービスを紹介しています。
こどもっとKOBE 検索 <https://kodomotto-kobe.jp/>

04 利用するにはいくらかかるの？

ー保育料・預かり保育料についてー



B E

どんな施設があるの？

幼稚園・保育所などに入るのは？

どうやって申し込むの？

○△△△お年少した子育てサポート

多子世帯には保育料の軽減があります。

3～5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちの保育料は無償です。
※新制度に移行していないお年寄り世帯で、毎月の保育料が25,700円を超える場合は所得等による保育料が必要です。

預かり保育や認可外保育施設の利用について、保育が必要な事由がある場合は一定額まで無償になります。
(事前申請が必要です。申請の受付日より前に遡ることはできません。)
※利用する施設・事業者が、市町村から無償化の対象であることの確認を受け、公示された施設・事業であることが必要です。神戸市が確認した施設・事業は市ホームページに掲載しています。

「教育・保育給付認定」「施設等利用給付認定」の区分を確認

年齢	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス(無償化)
例1 年齢に間わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。	第1子 第3子 無料	第2子 半額 第1子 第3子 無料
例2 ※利用料金が25,700円を超える場合は、自己負担が必要です。	第1子 第3子 無料	第2子 無料

一時保育利用料の減免

保護者の傷病等により緊急一時的に保育所等において子どもたちの預かりを行いう一時保育について、満1～2歳児の利用料が、新制度により免除となります。
第2子は半額 第3子以降は無償となります。
(現行の利用料:2,400円/日 ※リフレッシュのための利用の場合3,600円/日)

保育所等における副食費の第3子以降無償化

3～5歳児クラスの副食費について、全ての世帯において第3子以降は無償となります。



利用するにはいくらかかるの？

お年少

入園・入所手続きのスケジュール



2024年4月～		2023 9月	申込時期			申込先
幼稚園	私立	願書配布 9/1～	願書受付 9/29～		希望する施設 にて申し込みを 受け付けます。※1	
	公立	申込書配布 10/3～	申込書受付 10/12～			
認定 こども園	朝 す ぎ ～ 夕	願書配布 9/1～	願書受付 9/29～		施設がある区の 区役所・支所にて 申し込みを 受け付けます。※2	
	朝 ～ 夕		申込書配布 9/20～	申込書受付 10/20～11/30		
保育所		申込書配布 9/20～	申込書受付 10/20～11/30			
地域型保育		申込書配布 9/20～	申込書受付 10/20～11/30			

※ 受け入れている年齢や利用時間は各施設で異なります。

※1 詳細は各施設へお問い合わせください。

※2 これらの施設の利用は、「保育を必要とする事由」が必要となります。(詳細はP4へ)



乳幼児にとって「遊び」こそが大切な「学び」



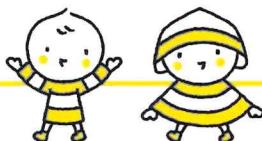
世の中が大きく変化する時代、「子どもたちがたくましく幸せに生きていってほしい」というのは、私たち大人の願い。乳幼児期の教育・保育では、子どもたちが現在(いま)を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、「遊ぶ」ことを大切にしています。

子どもたちの大好きな鬼ごっこ。走りながら「腕を振ったら早く走れるかも」「急には止まれない」と体を動かすためのいろいろなことに気づき(①知識や技能の基礎)、「どちらに逃げたらいい?」「〇〇ちゃんなら捕まえられそう」と考えます(②思考力、判断力、表現力などの基礎)。そして、友だちと楽しく遊びを続けるために、我慢することや主張すること、譲ることを知ります(③学びに向かう力、人間性など)。

乳幼児にとっては、「遊び」こそが、この時期にふさわしい「学び」です。
神戸市の各園では、「遊び」を通した取り組みを実践しています。
取り組みの一部を動画で紹介していますのでご覧ください。



※①～③は乳幼児期の教育・保育で身に付けてほしいとされる3つの資質能力で、小学校～高等学校までの学習指導要領においても中心とされているものです。



問合せ先

制度についてご不明な点は
神戸市行政事務センター **TEL** 078-291-5952
手続きなどに関しては「自動案内システム」もご利用ください。
https://secure.okbiz.okwave.jp/howcom2/?site_domain=kobe_chat

